

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字片柳字宮田四一一番一 地先から同市大字片柳字西ヶ谷戸一 七四二番二地先まで		区 間
二五・八〇ㄱ 四三・〇〇	二五・八〇ㄱ 三一・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一九一・〇〇	一八九・〇〇	延長 (メートル)
		備 考